

「世界平和と難民救済のための 自治体職員1人100円募金」

実施要領

1 趣旨

本募金は、深刻な国際的課題となっている難民・被災者の救済に自治体の職員一人ひとりが貢献することを通じて、世界連邦運動の目的である平和推進・人権問題解決等に資する。

2 実施主体

世界連邦宣言自治体全国協議会

3 募金依頼対象

世界連邦宣言自治体及び趣旨に賛同する全国の自治体

4 実施期間

令和2年1月～2月

5 募金方法

(1) 募金額1人100円以上を目標に職員へ協力を呼び掛けてください。

(2) 寄せられた募金を取りまとめのうえ、令和2年2月末を目途に指定のゆうちょ銀行口座に払い込んでください。

口座記号・番号 : 01020-7-51748

加入者名 : 世界連邦宣言自治体全国協議会

※ 払込料金は加入者（世界連邦宣言自治体全国協議会）が負担します。同封の払込取扱票をお使いください。

6 募金の寄託先等

国連U N H C R 協会、日本ユニセフ協会を通じて、それぞれU N H C R（国連難民高等弁務官事務所）、U N I C E F（国連児童基金）に送られます。また、中東和平や世界連邦の推進など平和を趣旨とした取組に役立てられます。